

## 悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりで、水質調査をして浄水器を販売したり、水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、上下水道の調査・工事などを行うことはありません。

必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

**問い合わせ** 上下水道総務課（内線254）、市消費生活センター（内線186）



## 相 談

### 無料公証相談

**とき** 10月2日(月)、午後1時～4時

**ところ** 市役所1階市民相談室

**内容** 遺言、任意後見、離婚に伴う養育費の支払い・年金分割の合意、金銭消費貸借、土地建物の賃貸借契約などの公正証書作成に関する相談など

**定員** 6人

**申し込み** 9月6日(水)～、情報公開課（内線182）へ（申し込み先着順）

**問い合わせ** 上六公証役場〔☎06(6763)3648〕

## 全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間

高齢者や障がい者への暴行、虐待などが依然多く発生していることから、全国一斉に電話相談を実施します。

相談は無料、秘密は厳守します。

**とき** 9月4日(月)～10日(日)、午前8時30分～午後7時（土・日曜日は午前10時～午後5時）

**内容** いじめ、嫌がらせ、虐待など高齢者や障がい者の人権問題についての相談

**相談電話** 〔☎0570(003)110〕

**問い合わせ** 大阪法務局人権擁護部〔☎06(6942)9496〕

## 今月の相談

気軽にご相談ください。相談は全て無料です。

	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行 政 相 談	21(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司 法 書 士 相 談	19(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	22(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談、問い合わせ(内線472)
女性のための電話相談	1(金)、8(金)、19(火)、26(火)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	14(木) 15(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※14(木)は午後3時30分まで 定員5人
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	(人権文化センター内)	
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	6(火)、10/5(木)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	12(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経 営 相 談	13(火)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	13(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	8(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 (消費生活センター)	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	26(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	20(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労 働 相 談	14(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談、問い合わせ(内線481)
障がい者就業・生活相談	19(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）、問い合わせ（内線481）
引きこもり相談	28(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic(きらめき創造館)	要予約〔☎(26)8056〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談(奨学金)	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可(内線364)、水曜日は専門相談員による相談
住宅関連法律相談	15(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



## 講座・催し

### ランとも RUN伴2017富田林市

RUN伴とは、「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」のため、認知症の人、家族、支援者、地域の人がりレー形式で1本のタスキをつないでゴールをめざすものです。このたび、ランナーを沿道や中継地点で応援して下さる人を募集します。シンボルカラーであるオレンジ色の折り鶴を折って持参し(なくても可)沿道や中継地点でランナーに渡してください。

**とき** 10月1日(日)、午前8時～

**ルート** 富田林市役所(午前8時20分ごろ)→寺内町→総合福祉会館→市民総合体育館→けあばる→金剛東老人憩いの家→けあばる金剛→河内長野市役所(午前11時ごろ)

※当日、午前7時の天気予報で何らかの気象警報が発表されていた場合は中止。  
※詳しいルートや中継地点、通過時間などはお問い合わせください。

※申し込みは不要です。当日沿道や中継地点での応援をお願いします。

※ランナーの申し込みは8月31日で終了しています。

**参加費** 無料

**問い合わせ** 高齢介護課内RUN伴2017富田林市実行委員会(内線189)

### 市生活支援サービス従事者研修受講者募集

介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービスA」における介護サービスの担い手として、指定事業所に従事するために必要な資格を取得するための研修を開催します。

**とき** 10月3日～31日の毎週火曜日、午後1時～4時10分(全5回)

**ところ** 今城クリニック「ことほぎ」(寿町二丁目4の30)

**対象者** 市内在住で訪問型サービスAに従事する意思のある人

**定員** 15人 **受講料** 無料

**申し込み** 9月10日(日)～25日(月)に、今城クリニック花笑み ☎(55)3353 へ(申し込み多数の場合抽選)

### 介護福祉士実務者研修通信課程受講者募集

**とき・内容** 11月～平成30年4月の間で通信教育6カ月、通学10回程度

**ところ** ジョブシテカレッジおもちゃ館金剛校(大阪狭山市金剛一丁目3の5)

**定員** 30人

**受講料** 2万3000円～9万7000円(テキスト代含む)

**申し込み** 9月6日(水)～10月26日(水)(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に、NPO法人シーシータイミング ☎072(366)5566 へ(申し込み先着順)

### 盲ろう者通訳・介助者養成研修受講者募集

**とき** 11月2日(水)～30年1月19日(金)(全18回)

**ところ** 府障がい者社会参加促進センター(大阪市天王寺区生玉前町5の33)

**対象者** ①点字や手書き文字などの習得意欲がある人＝「点字等コース」、②手話の技術がある人＝「手話コース」

**定員** ①②各30人

**受講料** 無料(教材費実費)

**申し込み** 障がい福祉課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、9月6日(水)～10月6日(金)(必着)に、郵送で☎543-0072大阪市天王寺区生玉前町5の33(社福)大阪障害者自立支援協会 ☎06(6775)9115 へ(申し込み先着順)

### 若さ・健康・体力アップ教室

**とき** 10月6日～11月24日の毎週金曜日(11月3日は除く)、午前9時45分～11時45分(全7回)

**ところ** レインボーホール(市民会館)

**内容** 体力チェック、若さと健康を保つための運動や食事のポイント、口のケアについてなど

**対象者** 市内在住で65歳以上の人

**定員** 30人 **参加費** 無料

**申し込み** 9月26日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

### 精神障がい者家族教室

**とき・内容** 10月5日(水)＝「統合失調症の治療と家族の接し方について～一般状態の観察も大切です～」、16日(月)＝「家族の高齢化に伴う不安に対して～今から準備できること～」、30日(月)＝家族会の紹介、参加者同士の話し合い、いずれも午後2時～4時

**ところ** 富田林保健所

**定員** 各50人 **参加費** 無料

**申し込み** 9月6日(水)～、富田林保健所地域保健課 ☎(23)2684 へ(申し込み先着順)



## 募集

### 防衛大学校学生などの募集

①防衛大学校学生＝修学年限4年、卒業後1年で幹部に任官

②防衛医科大学校医学科学生＝修学年限6年、医師免許取得後幹部に任官

③防衛医科大学校看護学科学生＝修学年限4年、看護師免許取得後、卒業後約1年で幹部に任官

④自衛官候補生(男子)＝所要の教育を経て、3カ月後に2等陸・海・空士に任用

**応募資格** ①～③は日本国籍を有する高卒(見込み含む、18歳以上)～21歳未満の人、④は日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

**受付期間** ①～③は9月5日(火)～29日(金)、④は随時受け付け

※詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ** 自衛隊富田林地域事務所 ☎(24)3799・FAX(24)3999



## 上下水道

### 貯水槽水道の設置者と利用者の皆さんへ

ビルやマンションなどに設置されている貯水槽水道(受水槽方式)は、設置者や管理者が適正に管理し、利用者に対して衛生的な水を給水しなければなりません。

**問い合わせ** 水道工務課(内線257、295)

## 日本赤十字社活動資金募集への ご協力ありがとうございました

各地区の赤十字奉仕団、町会（自治会）、募金委員をはじめ多くの皆さんの温かいご理解と積極的なご協力により、これまでに311万3826円の募金をお寄せいただきました。皆さんに厚くお礼申し上げます。

なお、日本赤十字社活動資金は年間を通じて受け付けていますので、引き続き日赤事業の充実強化と発展にご支援をいただきますようお願いいたします。

**問い合わせ** 地域福祉課（内線282）

## 臨時福祉給付金（経済対策分） の申請受け付けは10月10日 （火）で終了します

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受け付けは10月10日（火）をもって終了します。支給対象者で申請がまだの人はお急ぎください。詳しくは、お知らせチラシ「臨時福祉給付金（経済対策分）に関するお知らせ」をご覧ください。

支給対象者かどうかの確認や申請書が必要な人はお問い合わせください。※申請書は市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でダウンロードもできます。また、支給対象者の要件も同ページでご覧いただけます。

**申し込み** 10月10日（火）までに、申請書に必要な書類を添えて、郵送で☎584-8511 市役所臨時福祉給付金支給担当へ ※市役所 2階特設受付への持参も可（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）。

**問い合わせ** 市給付金専用コールセンター（☎0570(077)765）

**今月は固定資産税・都市計画税の  
第3期分の納期です**

納付には便利な口座振替のご利用を！

預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局へ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課、金剛連絡所に持参して手続きをすることもできます（バイポーラ振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）

◆固定資産税 都市計画税		◆市・府民税		◆軽自動車税	
第1期	5月	第1期	6月	全期	5月
第2期	7月	第2期	8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期	9月	第3期	10月		
第4期	12月	第4期	1月		

## 市戦没者追悼式

**とき** 10月6日（金）、午後1時30分～3時

**ところ** すばるホール4階銀河の間

**対象者** 戦没者の遺族（介助などのために付き添う遺族の関係者も同伴可）

**問い合わせ** 地域福祉課（内線283）

## 総合福祉会館浴場が無料で 利用できます

総合福祉会館では、「敬老の日」にあわせて、当日、浴場を無料でご利用いただけます（通常は1回100円）。この機会にぜひご利用ください。

**とき** 9月18日（木）、正午～午後5時15分（受け付けは午後4時50分まで）

**ところ** 総合福祉会館

**対象者** 市内在住で60歳以上の人、一人親家庭の人、障がい者手帳を有する人

※タオルの貸し出しやせっけん類はありませんので、ご持参ください。

※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

**問い合わせ** 総合福祉会館（☎25）8261）



## 税

### 土地の利用変更や家屋の新築・増築、取り壊しをした場合は届け出を

宅地や農地、山林を駐車場や資材置き場などに利用される場合や、元に戻された場合は、課税方法、税額が変わりますので届け出てください。

また、家屋の新築や増築、取り壊しをされた場合も必ず届け出をしてください。

なお、倉庫や物置なども課税の対象となる場合があります。

いずれも法務局で、土地については地目変更登記、家屋については表題・滅失登記を済まされた場合は必要ありません。

**問い合わせ** 課税課（内線113～116）

## 空き家の譲渡所得に係る 税控除の特例制度

近年、管理不十分な空き家の増加が全国的に問題となっています。

空き家となったきっかけは、「相続した時」が多く、相続された空き家が放置され老朽化し、周辺的生活環境に悪影響を与えることが懸念されます。そのようなことを未然に防ぐ観点から、28年度税制改正により、空き家の譲渡所得に係る税控除の特例制度が創設されました。

**制度の概要** 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む）または取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3000万円が特別控除されます。

本特例の適用を受けるには、空き家が所在する市区町村で「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受け、その他必要書類と併せて税務署に申告する必要があります。詳しくはお問い合わせいただくか市ウェブサイトの各課のページ「住宅政策課」をご覧ください。

**問い合わせ** 空き家の譲渡所得に係る税の控除に関することは管轄の（確定申告をする）税務署、「被相続人居住用家屋等確認書」の交付に関することは住宅政策課（内線436）



## 講座・催し

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 9月27日（水）、午後1時30分～3時

**ところ** 金剛公民館

**内容** 脳を元気にするレシピの紹介、交流会

**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している家族

**定員** 20人 **参加費** 無料

**申し込み** 9月21日（木）までに、高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選） ※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。



## 国民年金

### 納付猶予制度の対象年齢が50歳未満に拡大されました

28年7月1日から37年6月末までの時限措置として、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満（学生を除く）から50歳未満（学生を除く）に拡大されました。経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な人は、本人および配偶者の所得が一定額〔（扶養親族などの数+1）×35万円+22万円〕以下であれば、申請し承認されると、保険料の納付が猶予されます。

また同制度は、本人と配偶者の所得で審査するため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居していても、所得基準以下であれば適用されます。

適用されると、猶予期間中に障がいや死亡といった不慮の事態になった場合、受給資格があれば障がい基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

承認を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間には算入されますが、将来受給する老齢基礎年金の年金額には反映されません。年金額に反映させるためには、承認を受けた期間の保険料を、10年以内に後払い（追納）する必要があります。

なお、2年を過ぎて後払いする場合は、当時の保険料に経過した期間に応じて一定の金額が加算されます。

**申請の対象となる期間** 申請月の2年1カ月前～翌年6月まで（ただし、28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります）

**申請に必要なもの** 年金手帳、印鑑  
※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線153、154）



## 福祉

### 長寿祝賀品の受け取り手続きを

本市では長年、社会の発展に尽くしてこられた高齢者に感謝し、長寿をお祝いするため、長寿のお祝い品として富田林の名産品を贈呈しています。

**対象者** 9月1日現在で、本市に引き続き3カ月以上居住し、住民登録をしている80歳以上の人

**実施方法** 9月上旬に対象者に対して案内を送付しますので、候補の中から希望の富田林の名産品をお選びください。同封の返信用はがきで郵送いただいた後、10月より順次、発送します。

**問い合わせ** 高齢介護課（内線183）

### 寝たきり高齢者見舞金の申請を

居宅で、傷病などにより引き続き1年以上、常時寝たきりの状態にある高齢者に見舞金を支給します。

**対象者** 次の全てに該当する人

・居宅で、傷病（老衰を含む）により引き続き1年以上常時寝たきり（1人で歩くことができず、その活動範囲が屋内に限られる）状態で、その状態が継続すると見込まれる65歳以上の人

・9月1日現在で、本市に住民登録をしている人（病院、福祉施設などに入所されている人は除きます）

**支給額** 年額1人6500円（11月末に指定の口座に振り込みます）

**申し込み** 高齢介護課（内線183）に備え付けの申請書に必要事項を記入し、9月1日（金）～10月2日（月）に同課へ  
※担当ケアマネジャーによる申請の代行が可能です。

### 献血にご協力を

**とき・ところ** 9月16日（土）、午前10時～11時30分、午後0時30分～4時＝川西小学校、23日（祝）、午前10時～午後4時＝エコール・ロゼ

※対象者などについてはお問い合わせください。

**問い合わせ** 市献血推進協議会〔☎(25)8261〕

### 難病患者見舞金の申請を

難病などにより、指定難病、特定疾患、指定疾患、小児慢性特定疾病の認定を受けている人に見舞金を支給します。

**対象者** 9月1日現在、次の全てに該当する人

・指定難病、特定疾患、指定疾患、小児慢性特定疾病により医療受給者証の交付を受けている人

・本市に引き続き1年以上居住し、住民登録をしている人

※ただし、障がい者（児）給付金の支給を受けている人や福祉施設などに入所されている人は除きます。

**支給額** 年額1人5000円（11月中に指定の口座に振り込みます）

**申し込み** 印鑑、医療受給者証（特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証など認定の証明ができるもの）、本人もしくは保護者の預金通帳（写し可）を持参し、障がい福祉課または金剛連絡所へ

**問い合わせ** 障がい福祉課（内線192、193）

### 共同募金説明会を開催します

今年も10月1日（日）から全国一斉に赤い羽根共同募金運動の取り組みが実施されます。

富田林地区募金会では、募金運動に関する説明会を次のとおり開催します。

また、12月1日（金）から実施する歳末たすけあい運動の助成に関する説明も併せて実施します。

**とき** 9月9日（土）、午前10時30分～11時30分

**ところ** 市消防本部4階講堂  
※同本部には駐車場はありませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

**内容** 共同募金運動の概要、富田林地区での取り組み内容について

**定員** 80人（当日、直接会場へ）

**参加費** 無料

**問い合わせ** 富田林地区募金会〔☎(25)8261〕